中途解約金（5/7年）

【5年】

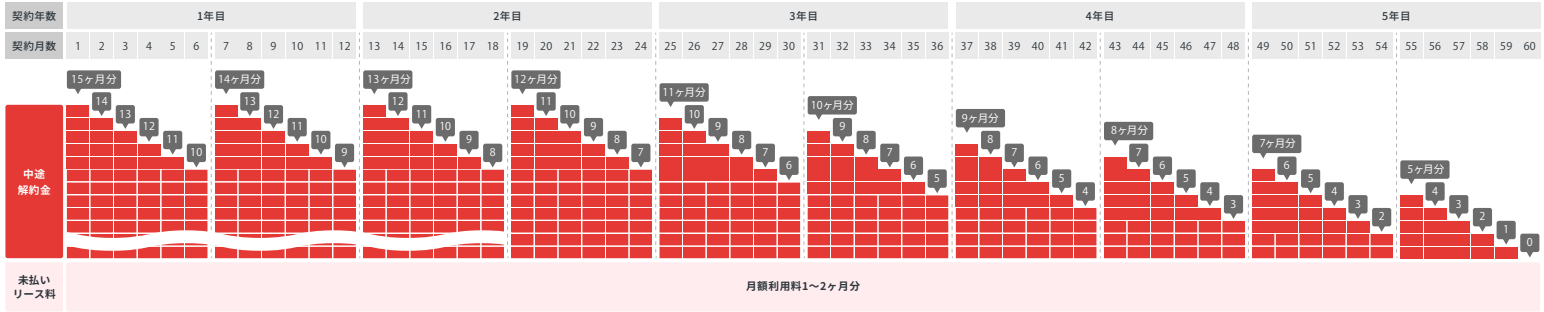

※ ■＝1ヶ月の月額利用料を示す。「1ヶ月」の定義はこちら

中途解約金は残リース料および追加精算金で構成されています。

■残リース料…6ヶ月毎の自動更新を前提とした商品のため、中途解約時は6ヶ月毎の契約満了までの費用をご請求します。

■追加精算金…月額利用料は、契約期間を満了していただく前提で低減・平準化しているため、中途解約時にお支払いいただく精算金です。6ヶ月単位で逓減します。

（例）契約月数"1ヶ月"の中途解約の場合は、残リース料5ヶ月分 ＋ 追加精算金10ヶ月分＝合計で15ヶ月分の中途解約金がかかります

※ 解約希望日までのご利用料のうち、未払いリース料（中途解約日以降に請求日が到来する月額利用料）は、解約申し込み時点で中途解約金とあわせて請求させていただきます

※ ボーナス払いがある場合は、以下の方法にてそれぞれ算出

追加精算金　　：1ヶ月の月額利用料はボーナス加算額を含む6ヶ月間の利用料合計÷6

残リース料・未払いリース料：ボーナス加算額を含みます。日割りでの払い戻しはありません

【7年】

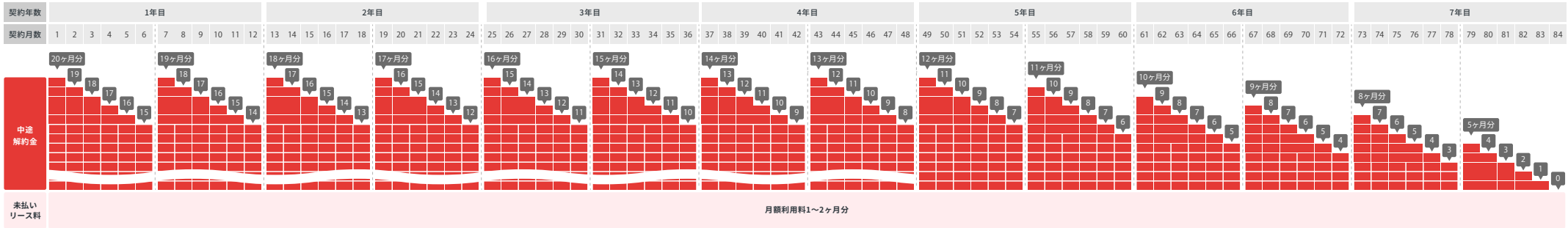

※ ■＝1ヶ月の月額利用料を示す。「1ヶ月」の定義はこちら

中途解約金は残リース料および追加精算金で構成されています。

■残リース料…6ヶ月毎の自動更新を前提とした商品のため、中途解約時は6ヶ月毎の契約満了までの費用をご請求します。

■追加精算金…月額利用料は、契約期間を満了していただく前提で低減・平準化しているため、中途解約時にお支払いいただく精算金です。6ヶ月単位で逓減します。

（例）契約月数"1ヶ月"の中途解約の場合は、残リース料5ヶ月分 ＋ 追加精算金15ヶ月分＝合計で20ヶ月分の中途解約金がかかります

※ 解約希望日までのご利用料のうち、未払いリース料（中途解約日以降に請求日が到来する月額利用料）は、解約申し込み時点で中途解約金とあわせて請求させていただきます

※ ボーナス払いがある場合は、以下の方法にてそれぞれ算出

追加精算金　　：1ヶ月の月額利用料はボーナス加算額を含む6ヶ月間の利用料合計÷6

残リース料・未払いリース料：ボーナス加算額を含みます。日割りでの払い戻しはありません